

募集要項の概要（施設名：堺市立みはら歴史博物館）

Ⅱ 施設の設置目的、Ⅲ M・C みはらに求められる役割、Ⅳ 事業内容に関する事項			
① 対象施設の名称・場所 P.2	堺市立みはら歴史博物館 堺市美原区黒山281番地 ※パンフレット参照		
② 指定管理者が行う業務の概要 P.2	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営に関する業務 ・施設等の維持管理に関する業務・学芸に関する補助業務 ・歴史文化事業の実施・その他の業務 		
③ 管理の基本的事項 P.2~3	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・政治的行為等の禁止 ・利用者の人権を尊重したサービスの提供 ・法令遵守 ・効果的・効率的な管理運営による経費の縮減 ・利用者等の意見・ニーズを反映したサービスの向上 ・施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 		
④ 指定期間（予定） P.3	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。		
⑤ 自主事業 P.3~4	施設の利用促進、サービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。		
⑥ 管理経費等 P.4~6	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度（4月1日～3月31日） ・指定管理料（積算額：年額42,328千円を上限に事業者が提案） ・指定管理料の支払い時期等（年4回） ・指定管理者の収入（指定管理料・利用料金・自主事業・図録販売手数料収入） ・指定管理料に含まれる経費（人件費、管理費、施設予約システム運用に係る経費、キャッシュレス決済に係る経費、事業費（歴史文化事業に要する経費） ・経理事務 		
⑦ 利用料金等 P.6~7	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制の採用 ・減免基準及び減免による減収分の補填なし ・消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応 ・自主事業の参加費等 		
⑧ 管理の基準 P.7~10	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の遵守 ・開館時間及び休館日についての指定管理者からの提案、教育委員会の承認 ・使用許可等 ・守秘義務等 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・本市の施策との整合：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、地域の学校・園との連携、NPO法人堺観光ボランティア協会との連携、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力 ・他の博物館・施設等との連携 		
⑨ 基本事業計画書及び年度事業計画書 P.10	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本方針 ・従業員の配置計画・人材育成の考え方、研修計画 ・個人情報の保護方針及び保護措置 ・情報公開方針及び広報計画 ・利用促進計画、サービス向上の方策 ・モニタリング計画 ・自主事業実施計画 ・歴史文化事業実施計画 ・施設、設備、器具備品等の維持管理方針 ・環境方針 ・第三者への委託計画 ・苦情、要望への対応 ・緊急時対策 ・収支計画 ・目標設定と目標達成の方策 ・保守点検及び日常警備等業務の年間計画 		
⑩ リスク分担 P.10~11	募集要項別紙4（詳細は募集要項別紙6 堺市立みはら歴史博物館指定管理者基本協定書（案）による）		
⑪ 管理運営に伴う租税 P.11	管理運営に伴う租税の負担が生じた場合は、指定管理者が負担		
⑫ 保険加入 P.11	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入		
⑬ 第三者委託 P.11~12	管理業務の第三者委託の不可。ただし、募集要項別紙5記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。		
⑭ 本市の指示等 P.12	<p>(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。</p> <p>(2) (1)の指示に従わないときは、指定を取消し、若しくは業務の停止を命ずることができる。</p>		
⑮ 定期会議の開催 P.12	情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催		
⑯ モニタリング等 P.12	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 ・第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知） 		
⑰ 管理業務の報告 P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度終了後の事業報告書の提出・公開 ・会計年度毎に事業報告書を提出 ・定期報告書の提出（毎月） ・緊急事態等の報告 		
⑱ 管理業務の継続が困難になった場合の措置 P.14	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の帰責事由により管理業務が継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 		
⑲ 引継ぎ等 P.14	<ul style="list-style-type: none"> ・指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、市又は次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復 		
⑳ 管理業務に関する評価 P.14	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。		
Ⅴ 募集手続に関する事項			
① 公募及び選定のスケジュール P.14~15 ② 応募資格等 P.15~16	募集要項の公表	令和6年7月24日（水）～9月24日（火）	面接審査
	施設の現地説明会	令和6年8月8日（木）	選定結果の通知
	質問の受付	令和6年8月15日（木）～8月22日（木）	市議会による指定管理者の議決
	質問の回答（市HP）	令和6年8月28日（水）（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・応募団体の資格 ・グループ応募について
	応募書類の受付	令和6年9月4日（水）～9月24日（火）	
書類審査	令和6年10月上旬（予定）		
教育委員会が定める要件 P.15~16	<ul style="list-style-type: none"> ・応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに1点ずつ付与（上限3点） ・現指定管理者が応募する場合、応募書類提出日までの間の管理業務で不祥事案が発生したときは、不祥事案1件につき3点を減点（上限-3点） 		
③ 欠格事項 P.16~17	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体 ・税の滞納 		
④ 選定対象除外 P.17	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の虚偽記載 ・選定委員、本市職員及び本件関係者に対して本件応募について自己の有利になる目的のため接触する等の事実 		
⑤ 応募手順 P.17~19	<ul style="list-style-type: none"> ・現地説明会の開催、参加の受付 ・質問書の受付、回答 ・応募書類の受付 		
Ⅵ 提出書類に関する事項 P.19~21	「堺市立みはら歴史博物館指定管理者応募書類一式（様式3-1~12）」参照		
Ⅶ 選定及び指定に関する事項 P.21~22			
① 選定審査方法 別表1			
② 選定結果通知等 P.21	選定結果については、10月下旬を目途に文書で通知し、市HPで公表		
③ 指定管理者指定等 P.21	候補者の決定後、市議会で指定議案の議決を経て指定（議案提出：11月 議決：12月予定）		
④ 協定に関する事項 P.22	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結		
Ⅷ その他			
① 注意事項② 添付資料 P.22~	募集要項参照		